

各自治会長 様

地域振興課長

自治会運営費補助金の書類提出について（通知）

陽春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本市地域振興政策へ格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自治会は、最も多くの市民が加入する住民組織であり、防災・防犯活動や福祉活動、環境美化活動などを通じて地域のコミュニティの中核を担っていただいているところです。

市ではこの地域コミュニティの更なる活性化を目的として、円滑かつ柔軟な自治会活動を行うために要する費用に対し補助を行っております。

については、補助金の交付を希望する自治会につきましては、令和 4 年 7 月 29 日（金）までに、以下のとおり必要書類の提出をお願いいたします。

1 令和 4 年度自治会運営費補助金申請

- (1) 提出書類 別紙「自治会運営費補助金申請用チェック表」に記載の書類
- (2) 申請期限 **令和 4 年 7 月 29 日（金）厳守**
- (3) 申請方法 窓口、メール、郵送

2 令和 3 年度自治会運営費補助金精算（昨年度補助金交付を受けた自治会）

- (1) 提出書類 別紙「自治会運営費補助金精算用チェック表」に記載の書類
※総会終了後、速やかに提出
- (2) 提出方法 窓口、メール、郵送

※申請・精算様式は同封しておりません。市又は連合会ホームページよりダウンロードできます。

ホームページよりダウンロードすることができない場合は、地域振興課までご連絡ください。郵送でお送りします。

浦安市 市民経済部
地域振興課 地域振興係
〒279-8501 浦安市猫実 1 - 1 - 1
TEL 047-712-6246
E-M chiikinet@city.urayasu.lg.jp

自治会運営費補助金について

1 自治会運営費補助金とは

地域振興課では、自治会が実施している地域コミュニティ活動のうち「市が自治会にしてもらいたいこと」、「自治会の本来の役割として市が期待している事業」を対象事業として、運営に要する経費の一部に対して補助を行っています。

2 補助金の考え方について

(1) やろうとしていること（事業・目的）が以下の補助対象事業に該当するか

【補助対象事業】

A. 住民の親睦の促進を図る事業

→夏まつりや餅つき大会、広く自治会員を対象とした事業

B. 交通安全・防犯灯の安全推進事業

→防犯パトロールや交通安全啓発など

C. 環境美化事業

→地域内の清掃活動、緑化活動

D. 地域福祉の推進に関する事業

→高齢者やこどもの見守りなどの地域福祉活動

E. 文化または教育活動に関する事業

→地域住民の文化振興や教育のための研修など

F. 自治会加入促進を図る活動

→自治会未加入者へのチラシの配布など

G. その他自治会事業として認められる支出

→自治会員が「公平」に参加できて、「公益性」があつて「公共的」な事業。



(2) 実際に使う経費が以下に該当していないか

市の補助金に関する方針により、上記の補助対象事業に要する経費であっても以下の経費は補助対象外となっています。

【補助対象外経費】

①別紙「補助対象・対象外経費一覧表」参照

②他の補助金の対象となっている経費

例：防災器材等購入補助金

高齢者安心マンションライフ支援事業運営費補助金

《例》自治会盆踊り大会

(1) 補助対象事業に該当するか

AとEに該当することから、対象事業となる。

(2) 補助対象外経費に該当しないか

対象経費 → 櫓設置費、周辺清掃費、ゴミ処理、チラシ作成、演者報酬
消耗品

対象外経費 → 酒や弁当代、役員・会員記念品

科目	金額	備考
自治会盆踊り大会	1,000,000 円	<u>櫓設置費 500,000 円</u> 、 <u>周辺清掃費 100,000 円</u> 、 <u>ゴミ処理 100,000 円</u> 、 <u>チラシ作成 50,000 円</u> 、酒や弁当代 100,000 円、 <u>演者報酬 50,000 円</u> 、役員・会員記念品 50,000 円、 <u>消耗品 50,000 円</u>

この場合、下線が補助対象経費となるので、850,000 円が補助対象経費の合計額となる。反対に弁当代、記念品分の計 150,000 円は対象外経費となる。

⇒公金を使う上で、事業や目的(1)が正しくても、中身の経費は対象外(2)となることがあります。

3 補助金交付額について

(1) 補助限度額

すべての自治会に一律に交付される均等割、自治会加入世帯数に応じて交付される世帯割の二つの考え方で補助限度額が算定されます。

$$\underline{\text{○均等割 一律 168,000 円}} + \underline{\text{○世帯割 440 円} \times \text{自治会加入世帯数}}$$

例) 自治会加入世帯数 300 世帯 168,000 円 + 440 円 × 300 世帯 = 補助限度額 300,000 円
--

(2) 補助対象経費の合計額

各事業の補助対象経費の合計額

例)

自治会盆踊り大会 補助対象経費 850,000 円

櫓設置費 500,000 円、周辺清掃費 100,000 円、ゴミ処理 100,000 円、 チラシ作成 50,000 円、演者報酬 50,000 円、消耗品 50,000 円 合計 850,000 円
--

清掃活動 補助対象経費 12,000 円

軍手 10,000 円 チラシ印刷代 2,000 円

会議費 補助対象経費 15,000 円

会議用お茶代 5,000 円 資料用印刷用紙 5,000 円 コピー代 5,000 円

$$\Rightarrow 850,000 \text{ 円} + 12,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} = \text{補助対象経費の合計額 } 877,000 \text{ 円}$$

(3) 交付額

「補助限度額」と「補助対象経費の合計額」いずれか少ないほうの金額

例) 「補助限度額 : 300,000 円」 < 「補助対象経費の合計額 : 877,000 円」 ⇒ 300,000 円が補助金交付額

なお、地域振興課では、各自治会から補助金交付申請時に提出された予算書を基に、補助金の対象経費と対象外経費の振り分けを行っています。

4 補助金の手続きの流れについて

(1) 申請 市へ補助金を申請する手続き

※申請しない自治会は、その旨をご連絡ください。

自治会

概ね4～7月の間に、補助金申請・請求

市

書類の審査→振込額の決定・指定口座へ振り込み（2～3か月程度）

(2) 精算 補助金使用後に精算する手続き

① 返金なし：対象事業に使い切った

自治会

3月末に市へ使用状況を報告（執行状況報告書・明細書提出）

市

書類の審査→最終的な補助額の確定

自治会

総会終了後、速やかに決算資料等を提出

② 返金あり：補助金が余った

自治会

3月末に市へ使用状況を報告（執行状況報告書・明細書提出）

市

書類の審査→最終的な補助額の確定

返金用の納付通知書を自治会へ送付

自治会

返金

令和3年度分は5月16日（月）が振込期限

総会終了後、速やかに決算資料等を提出

精算手続きについては、補助金を申請した自治会にあらためてご連絡いたします。

※例年、書類の不備により再度提出いただく場合がございます。

事前に書類をご確認のうえ、提出くださるよう願います。

ご不明点などありましたら、事前に地域振興課にご確認ください。

なお、補助金を申請しない自治会は地域振興課にご連絡ください。

浦安市 市民経済部

地域振興課 地域振興係

TEL 047-712-6246

E-M chiikinet@city.urayasu.lg.jp

補助対象・対象外経費一覧

経費項目	補助対象経費	新たに対象となる経費	経費項目	補助対象外経費	新たに対象外となる経費
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の講師等への謝礼 例)太鼓演奏(外部団体)など 		報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・賞品、景品、記念品 例)抽選会景品、敬老の祝い記念品など ・自治会内部の構成員に対する謝礼 例)踊り指導(内部会員) ・事業に伴わず配布した物品 例)夏祭りの代替として全戸へゴミ袋を配布した 	
人件費			人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・給料、手当、臨時雇い賃金等 	
交際費			交際費	<ul style="list-style-type: none"> ・香典、祝儀等 	
消耗品費 (1品5万円未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の実施に必要な消耗品費 例)事務用品、軍手、ゴミ袋、印刷用紙、スピーカーマイクセットなど ・補助対象事業の実施に直接必要としていなくても、防災のための備蓄等、使用目的が明確であり、自治会活動の目的と合致していれば、下記の消耗品に限り補助対象とする 保存食、保存水、マスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策啓発のために使用した消毒液 	消耗品費 (1品5万円未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄用消毒液(危機管理課で交付する器材等補助金の対象となります) ・個人宅やマンションへ飾り付けたイルミネーション ・参加賞として配布する物品
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業実施のためのガソリン代、灯油代、プロパンガス代等 例)防犯パトロールで使用したガソリン代 		燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する燃料費 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を実施するために直接必要な食材等 例)餅つき大会の餅米代 ・会議、講演会講師用飲み物 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上適切なものであれば、会議、講演会講師用飲み物の指定はありません(アルコールを除く)。 	飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に左記に記載したものを除き対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の飲食費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷製本費 ・会議資料印刷費等 		印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外事業以外に要するコピー代、その他印刷製本費 	
光熱水費			光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・水道使用料、電気使用料、ガス使用料等 例)自治会集会所ガス使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時に使用した電気代 例)イルミネーションの電気代、防犯カメラ電気代
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業に係る文書を送付するための郵便料金、切手代(使用時)、宅配便代 		通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に要する郵便料金等 ・切手(貯蔵品) 	
手数料			手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関へ支払う全ての手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の執行に係る振込手数料、残高証明、引出し手数料、両替手数料など
広告料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の開催告知等を、新聞・雑誌等で広告するための経費 		広告料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外の広告宣伝料 	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業開催時のイベント保険掛金、ボランティア保険掛金等 		保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動全体にかける自治会活動保険 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の業務委託に関するもの 例)自治会祭りの会場設営、集会所清掃などの委託費 		委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外の業務委託に関するもの 	
使用料 リース料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業を開催するための会場使用料 ・補助対象事業に要する機器やシステム、物品の借上げ料等(ただし、従量制のものは除く) 例)会議時の公民館使用料、Zoom使用料、ポケットWiFi利用料、インターネット使用料、印刷機レンタル料など 	<ul style="list-style-type: none"> ・リースしたコピー機等の保守点検費用 	使用料 リース料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に係る使用料、リース料 例)契約期間満了後、購入するリース契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDリース料
備品購入費 (1品5万円以上)			備品購入費 (1品5万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・税込5万円以上の物品 	
負担金			負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・会費、負担金、協賛金、寄付金 例)老人クラブ、子ども会援助金 	

自治会運営費補助金 よくある質問

		質問	回答
1	インターネット環境整備に関する経費	1 インターネット環境整備のための機材購入費用は対象ですか？	税込5万円未満の物品は対象です。
		2 インターネット使用料は対象ですか？	定額制のものは対象です。従量制のものは対象外です。
		3 オンライン会議用アプリ使用料は対象ですか？（有料アカウント等）	対象です。
2	飲食物に関する経費	1 飲食費の基本的な考え方を教えてください	市の補助金見直し方針において、飲食費は基本的に対象外とし、例外的に会議と講演会講師用の飲み物代及び事業のために特に必要と認められるもののみ対象としています。 したがって、地域振興課では、 ・会議用の飲み物 ・講演会講師用の飲み物 ・補助事業における原材料費のみ 補助対象としています。
		2 役員会で提供したコーヒーやオレンジジュースは対象ですか？	対象です。会議と講演会講師用の飲み物代は対象です。しかし、社会通念に照らし、必要以上に高価なものは対象外です。
		3 夏祭り反省会でアルコール飲料を提供しました。	対象外です。アルコール飲料はいかなる場合においても対象外です。
		4 防災会議で提供した紅茶は対象ですか？	対象外です。防災事業費補助金の対象となります。
		5 パトロールや共同清掃に参加してくださった方へお礼に配布したジュースやごみ袋は対象になりますか？	対象外です。No.2-1、No.4-3、4-8をご参照ください。
		6 パトロールや共同清掃に参加してくださった方へ水分補給を目的に配布した水やお茶は対象ですか？	対象外です。No.2-1をご参照ください。
		7 夏祭りで焼きそばを作り販売するために、麺やキャベツ等の材料を買いました。	対象です。補助対象事業内で、飲食を主な目的としない場合は、原材料のみ対象とします。
		8 夏祭りで冷凍お好み焼きを温め直して提供しました。	対象外です。あくまでも原材料費のみ対象とします。

		9	感染症対策として、餅つき大会でついた餅は食用とせず、食用に出来合いの餅を購入しました。	対象です。原材料ではありませんが、例外として対象とします。 なお、既製品で対象となる食品は、この場合のみです。また、 <u>単に配布するだけでは対象となりません。</u>
		10	会員どうしの親睦を深めるため、歓迎会を開催しました。その際の飲食費は対象となりますか？	対象外です。懇親会に係る経費は全て対象外です。
3	イルミネーション・門松等の飾りつけに関する経費	1	クリスマスの時期に住民の気分を高揚させることや防犯を目的に、個人やマンション管理組合が所有する建物にイルミネーションを設置した費用は対象ですか？	対象外です。集会所への装飾や、イベント会場の装飾は対象ですが、個人や団体の所有する建物の装飾は、その所有者が負担すべき費用であるため対象外です。 ただし、事業に紐づく場合（クリスマス会の会場で雰囲気を出出するための飾りつけなど）は対象となります。
		2	自治会がマンションの一室を借用し、自治会主催のクリスマス会を開きました。雰囲気を出出するために室内に設置したイルミネーション費用や設置委託費は対象ですか？	対象です。イベント会場に設置する飾りつけは会場設営費であり事業に紐づいた経費と言えます。
		3	お正月にマンションのエントランスに設置した門松は対象ですか？	対象外です。事業に紐づかない場合は対象外です。
		4	季節感を創出するため、自治会集会所に七夕を飾った。	対象です。事業に紐づいた経費ではありませんが、活動拠点である自治会集会所の管理運営の範囲内の装飾と捉えられるため対象です。 一般家庭で行う装飾と同程度であれば対象とします。
4	配布事業・参加賞配布・謝礼に関する経費	1	お祭りが出来なかったので、代わりにマスクを3箱ずつ配りました。対象ですか？	対象外です。事業に紐づかず、単に配布した場合は対象外です。
		2	自転車の安全な利用の推進を目的に、啓発チラシと反射ステッカー1枚を各家庭に配布しました。対象ですか？	対象です。交通安全啓発という明確な目的があり、そのために物品の配布だけでなく啓発チラシも作成しています。また、配布は1世帯あたり1枚の配布であり個人で購入すべき量とは言えず、啓発目的と捉えられるためです。 なお、啓発事業であっても、防災に関する啓発事業は、防災事業費補助金の対象となるため対象外です。
		3	各家庭で防災備蓄品を用意するよう、防災意識啓発を目的に、啓発チラシとアルファ米1食分を各家庭に配布しました。対象ですか？	対象外です。上記の条件を満たしていますが、防災事業費補助金の対象となるため、自治会運営費補助金は対象外です。
		4	高齢者安否確認時に提供したちょっとした茶菓子は対象ですか？	対象外です。No.2-1をご参照ください。また、参加賞は全て対象外です。

		5	自治会イベントが全く開催できなかったため、会費を還元する目的でゴミ袋を全戸配布しました。	対象外です。事業に紐づくらず単に配布した場合は対象外です。No.4-2をご参照ください。
		6	防犯パトロールに参加してくれた班長へ、参加のお礼として渡したタオルは対象ですか？	対象外です。自治会内部の会員への謝礼や報償費は全て対象外です。
		7	密集を避けるため、共同清掃は開催せず、各自が家の周りを清掃するようゴミ袋を1枚ずつ配布しました。	対象です。事業としては実施していないものの、地域の清掃を目的に、必要な分のみ配布しているため対象です。
		8	ラジオ体操皆勤賞としてプレゼントした図書カードは対象ですか？	対象外です。金券類は全て対象外です。
		9	ラジオ体操の参加者が増えるよう、参加者にポケットティッシュを配りました。	対象外です。参加賞は金額にかかわらず全て対象外です。参加賞は事業に直接必要な経費ではないこと、どのような物品でも配布できてしまう可能性があること、事業に関係のない物の配布であることなどの理由により、対象外とします。
5	サークル活動に関する経費	1	サークルへの活動支援金・補助金を交付し、精算しない場合は対象ですか？	対象外です。他団体への交付金は対象外です。また、内部のサークルであっても、精算しない場合は、支出の内容が不明瞭なため対象外です。
		2	精算さえしていれば、他の事業と同様に判断されますか？	いいえ。サークル活動が自治会員全員を対象とし、参加の機会が得られることが必要です。
6	集会所管理に関する経費	1	自治会集会所の清掃委託費は対象ですか？	対象です。
		2	イルミネーション設置委託は対象ですか？	場合によります。No.3-1、3-4をご参照ください。
7	自治会運営に関する経費	1	会費の口座振替手数料やオンライン決済手数料、集金代行サービスは対象ですか？	対象外です。集金は自治会が存続するための基本的な業務であり、コミュニティ促進に直接関係せず、また、会員による口座振込手数料は、本来個人が負担すべき費用の一部を賄うこととなるためです。
		2	電話代は一部従量制ですが対象ですか？	対象です。少額のため対象としています。通常の自治会活動を逸脱した使用料となった場合は、対象外となる可能性があります。
		3	保険料は対象ですか？	自治会活動全般にかける保険は対象外ですが、個別の補助対象事業ごとにかける保険は対象です。

8	防災事業費補助金の対象となる経費・ならない経費	防災事業費補助金の対象となる (自治会運営費補助金の対象外)	防災事業費補助金の対象とならない (自治会運営費補助金の対象)
		1 防災啓発事業に関する経費	路上禁煙運動に関する経費
		2 防災訓練で使用するトランシーバー購入費	防災訓練で使用するトランシーバーレンタル料
		3 防災訓練等で使用する電波使用料	防災訓練等で使用しない電波使用料
		4 防災訓練で使用する紙皿・保存食	防災備蓄用の紙皿・保存食
		5 防災パンフレット印刷費	防災ホームページ運営費
		6 防災部の会議や防災訓練で提供したお茶・水・ジュース等	防災訓練で使用するカセットボンベ
9	その他の活動に関する経費	1 自治会員全戸を対象に、希望する世帯分を取りまとめて植栽剪定委託を一斉に発注しました。	対象外です。土地の所有者が負担すべきものであり、仮に自治会事業として実施したとしても認められません。
		2 個人所有の駐車場やマンションの駐輪場に放置自転車が多かったため、回収し処分しました。	対象外です。土地の所有者が負担すべきものであり、仮に自治会事業として実施したとしても認められません。
		3 住環境が良くなるよう、マンションの植栽管理を行いました。	対象外です。土地の所有者が負担すべきものであり、仮に自治会事業として実施したとしても認められません。
		4 自治会員全員に呼びかけ、マンションの植え込みや花壇を利用して、参加者が花を植えるイベントを実施しました。	対象です。個人や管理組合の敷地であったとしても、会員全員に開かれた場所・事業で、地域コミュニティ増進に寄与するものは対象となります。
10	補助金自体に関すること	1 補助対象外になる経費は、なるべく支出しない方が良いのですか？また、事業を取りやめるべきですか？	いいえ、そのようなことはありません。あくまでも補助金の対象とならないだけであり、自主財源で賄うことや事業実施を妨げるものではありません。
		2 当初の事業計画を変更して別の事業を実施した場合、補助の対象となりますか？	事業によります。決算時に、実際に行った事業で判断します。 なお、変更したことを地域振興課へ都度報告する必要はありません。
		3 他の補助金の対象となる経費とはどのような経費ですか？	自治会の経費の中で特に注意が必要な補助金は、以下のとおりです。 ・自主防災組織設立及び事業費補助金 (防災訓練で使用した文房具や電波使用料など) ・自主防災組織防災器材等購入補助金 (発電機、簡易トイレなど) ・高齢者あんしんマンションライフ支援事業運営費補助金 (マンション全域の高齢者を対象としたサロンなど)

		4 補助金を使い切らないことが原因で次年度の補助額が減少することはありますか？	ありません。毎年度、決まった算定式により算出するため、前年度の実績が影響することはありません。
		5 繰越金が多額であることを理由に補助額が減少することはありますか？	令和4年度時点ではありません。しかし、今後もないとは言えません。変更がある場合は事前にご連絡します。
11	世帯数について	1 いつの時点での世帯数を記入すべきですか？	4/1時点での世帯数を記入してください。
		2 所有者が住んでいない世帯、住民票が市内ではない世帯、賃貸で住む又は貸し出す世帯は世帯数に含めますか？	主に、総会での投票権を有しているかによって判断します。その他にも、実際に居住し生活しているか、自治会活動へ参加しているか、会費を支払っているかなども考慮します。 個別の事例は、以下をご参照ください。 なお、あくまでも補助金額算定に用いる指標として判断を示すものであり、自治会内での取扱いは自由です。 判断に迷う事例がありましたら、地域振興課までご相談ください。
		3 住民票は浦安市だが、実際には市外で暮らしている世帯は、世帯数に含めますか？	いいえ、含めません。
		4 住民票は市外だが、自治会区域内に居住し、他の自治会員と同様の扱いをしている世帯は世帯数に含めますか？	はい、含めます。
		5 所有者は別にあるマンションの一室を賃借している世帯は世帯数に含めますか？	はい、含めます。
		6 マンションの一室を所有し、賃貸する世帯は世帯数に含めますか？	状況により判断します。例えば、会則で定められている、かつ、総会での投票権を有し、自治会活動に参加する権利がある場合などは世帯数に含めます。
		7 2世帯住居は、2世帯とも世帯数として数えますか？	それぞれ別の世帯として会費を徴収したり、総会での投票権をそれぞれ有している場合は2世帯とも数えます。 会費や総会での投票権など、1世帯として扱っている場合は1世帯として数えます。
		8 会費は徴収しているが、総会での議決権は有しておらず、自治会活動にも参加していない世帯は世帯数に含めますか？	いいえ、含めません。
		9 賛助会員は世帯数に含めますか？	いいえ、含めません。